

山口村との事務委託等について（案）

事務委託について

基本的に全てを脱退するが、次の事務は委託をする。

公共サインの設置及び管理に関する事務

（維持管理のみ）

地域情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務

（平成 17 年度の起債償還まで委託）

分担金・委託金について

16 年度分担金は、17 年 2 月 13 日の合併ではあるが、広域連合当初予算の通り、分担金全額を納付とする。

17 年度委託金（仮称）は、委託事務のみ納付とする。（納付額については今後の調整による）

清算について

1 基金

ふるさと市町村圏基金出資金は 16 年度中に清算する。

（総務省自治行政局の通達により、54,220 千円を返還。ただし、清算時期は定期預金・国債満期日（17 年 3 月 25 日）以降とする）

森林保全基金は 16 年度中に清算する。

（15 年度の出資金 208 千円を返還）

介護保険支払準備基金は、基金の性格上、清算しない。

2 財産

委託予定事務（継続事務）以外の事務に伴う財産（不動産、動産等）は、連合へ無償譲渡する。（木曾文化公園、老人ホーム木曾寮、広域消防）

情報ネットワークシステムの山口村内に設置の財産は、起債償還終了後に、中津川市へ無償譲渡する。

3 負債（起債償還）

委託予定事務（継続事務）は、起債償還を継続する。

以外の事務に係る起債償還は、16 年度中に元金のみ全額償還する。（老人ホーム木曾寮、広域消防）

4 その他

奨学資金は清算する。（3 月納付確認後に出資金と未償還金を相殺する。）

介護保険の債務（未納分）は合併時までには解消に向け努力をする。